

日付	JIS番号：発効年 規格名称	件名	問合せ内容	回答
2016.04.07	JIS A 5308：2014 レディーミクスト コンクリート	J I S A 5 3 0 8：2 0 1 4の適用 範囲に規定する「配 達」について	<p>J I S A 5 3 0 8：2 0 1 4の適用範囲（箇条1）において、「この規格は、荷卸し地点まで配達されるレディーミクストコンクリートについて規定する。」とあるが、ここに規定する‘配達’とは、どの時点までのことを指すのか。</p> <p>同規格の12.2（レディーミクストコンクリート納入書）の規定では、「生産者は納入書を購入者に提出しなければならない。」とされていることから、この時点を送達された時点と解釈するのか、又は荷卸完了した時点を送達された時点と解釈するのか伺います。</p>	<p>J I S A 5 3 0 8：2 0 1 4の適用範囲では、問合せの規定に続けて、「ただし、この規格は、配達されてから後の運搬、打込み及び養生については適用しない。」と規定されています。このことから、工場から荷卸し地点に到着し、生コン工場が購入者に対して納入書を提出し、受領印（又はサイン）の納入書を受領した時点で、配達完了していると解釈します。</p> <p>これは、同規格の12.2（レディーミクストコンクリート納入書）に規定する標準の様式には、荷受職員認印の欄があることから、通常は、この欄に押印（又はサイン）されて受取りがなされ、配達完了したものと捉えられるからです。</p>